

○ よくある不可事例

- ・ 債権譲渡通知等に以下の記載がある場合は、承諾いたしかねますので、記載内容の変更・削除等の修正をご依頼します。
 ※「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」に基づき、要綱上の当社の権利を制限する事項、および要綱上に無い義務を当社に課す事項には、原則として承諾いたしかねます。
- ・ 下記内容は、一例です。

不可事例	修正後の記載	備考
債権譲渡について、異議無く承諾します	債権譲渡について、譲渡が無かった場合に、元の契約者に主張できた条件を、譲渡人にも主張できることを条件に承諾します。	当社と譲渡前の契約者さまとの契約条件については、譲渡後の契約者さまにも適用させていただきます。
当社は、担保権設定者（または譲受人）に対して有する相殺の抗弁、弁済の抗弁、同時履行の抗弁、無効、取消及び解除の抗弁、契約違反の抗弁、その他これらに類似する一切の抗弁権を、放棄します。	－（削除）	上記と同様。
当社は、担保権設定者による本件担保対象債権の譲渡、譲渡、担保提供その他の処分への承諾、本件対象契約の変更、解除、解約その他本件に悪影響を及ぼす行為がある場合には、事前通知の上、事前の書面による承諾を取得します。	－（削除）	当社が、契約に基づいて実施する行為について事前通知する、あるいは事前承諾を得る等の対応は、いたしかねます。